

## 発達の遅れや障がいのあるお子さんへの支援について

発達に遅れのあるお子さんや障がいのあるお子さんとそのご家族を支えるために、様々な福祉サービスがあります。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

### ■児童発達支援（未就学児が対象）

成長・発達に遅れのあるお子さんや障がいのあるお子さんが、児童発達支援センター等の療育施設へ通い、日常生活における基本的動作や知識等を習得するとともに、集団生活に適應できるようお子さんの成長・発達に合わせた指導・訓練等を行います。

### ■保育所等訪問支援

保育所等を利用するお子さんが、集団生活に適應し安定した利用ができるように、訪問支援員が保育所等に訪問し専門的な支援を行います。

### ■居宅訪問型児童発達支援

支援員が居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識等を習得するとともに、集団生活に適應できるようお子さんの成長・発達に合わせた指導・訓練等を行います。

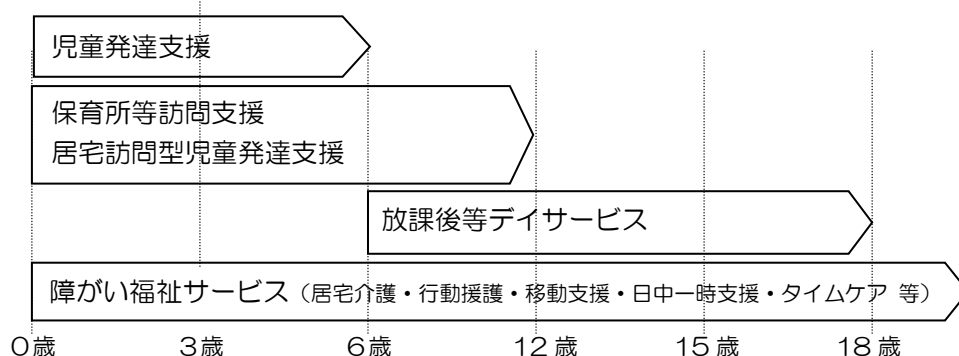
### ■放課後等デイサービス

放課後や長期休み等の学校休業日に通所し、生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう指導・訓練等を行います。

### ■障がい福祉サービス（居宅介護・行動援護・移動支援・日中一時支援・タイムケア等）

お子さんの成長・発達に応じた適切な支援や自立への力を育む支援を目標とした福祉サービスを提供します。

お子さんの成長に応じた支援



※ 申請・利用に関する相談や手続き等については、障がい者支援課、各地域自治センター・市民サービス課、障害者総合支援センター（ふれあい福祉センター内）へご相談ください

## ■障害者手帳

障害者手帳は障がいのある方が様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの種別により 3 種類の手帳があります。

- 身体に障がいのある方・・・「身体障害者手帳」
- 知的発達に遅れや障がいのある方・・・「療育手帳」
- 精神・発達に障がいのある方・・・「精神障害者保健福祉手帳」

## ■手当て・助成

### • 特別児童扶養手当（20 歳未満）

障がいのあるお子さんを在宅で養育している父母もしくは養育者に支給されます。

### • 障害児福祉手当（20 歳未満）

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に支給されます。

### • 自立支援医療（精神通院）

こころの病やてんかん、発達障がいのため通院医療を受ける方を対象に、医療費の自己負担額の一部を公費で負担します。

認定を受けると「自立支援医療費受給者証（精神通院）」が交付され、医療機関で支払う医療費や薬剤費が 1 割負担となります。

### • 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのあるお子さん（18 歳未満）を対象に、指定医療機関の医師が手術により治療効果が期待できると認めた場合、医療費の自己負担額の一部を公費で負担します。